

# 女性活躍推進法等説明会

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）が制定されました。これにより、平成28年4月1日から労働者301人以上の企業は、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出・公表、③自社の女性の活躍に関する情報公表などが新たに義務づけられます(労働者300人以下の企業は努力義務)。

平成28年4月1日に向け、各企業において取り組むべき内容等についてご説明をいたしますので、是非ご参加ください。参加費は無料です。

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 説明 ①「女性活躍推進法について」        | 栃木労働局雇用均等室      |
| ②「女性活躍加速化助成金について」        | 栃木労働局雇用均等室      |
| ③「労働契約法の無期転換ルール等について」    | 栃木労働局労働基準部監督課   |
| ④「改正労働者派遣法・若年雇用促進法等について」 | 栃木労働局職業安定部職業安定課 |
- ※説明会終了後、女性活躍推進法に関する個別相談を受け付けます。

日時 平成27年11月24日(火) 13:30~15:35

場所 とちぎ福祉プラザ(宇都宮市若草1丁目10番6号)

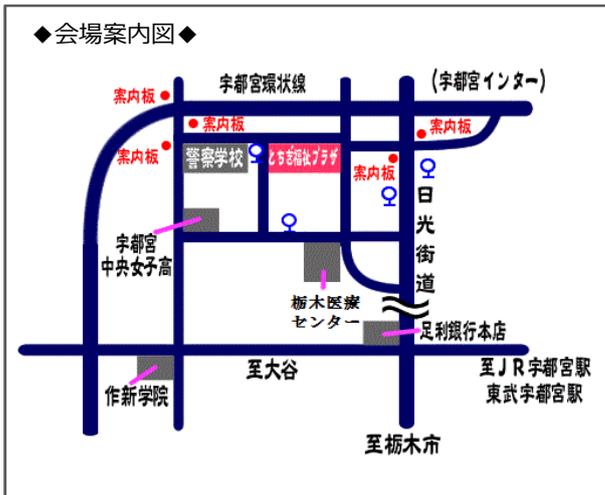
対象 事業主・人事労務担当者等

定員 250人 ※定員になり次第、締め切ります。

主催 厚生労働省栃木労働局

【お申込み先】参加申込書を栃木労働局雇用均等室あて **FAX** 又は**郵送**で **11月13日(金)まで**にお申し込みください。定員に達して受講できない場合はご連絡させていただきます。参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。

【参加申込書】FAX:028-637-5998(栃木労働局雇用均等室宛)



企業名	
所在地	〒
連絡先 (電話)	
参加者 氏名	

※お申込みの際にいただいた個人情報は、本説明会の運営管理以外の目的には使用いたしません。